受給を希望する人はご相談ください

障害年金の請求、年金額加算の手続き

受給には請求手続きが必要です

病気やけがが原因で一定以上の障がい状態にあると認められると、障害年金を受け取れる場合があります。ただし、身体障害者手帳などと障害年金の障害等級は異なるため、手帳を交付された人が必ず受給できるわけではありません。請求できる人は原則20歳以上65歳未満の人です。請求を考えている人はご相談ください。

※請求後に審査を行うため、受給決定までに3カ月程度かかります。

年金額が加算される場合があります

障害年金（1・2級）の受給者に、生計を同じにする子（18歳到達年度の末日までにある子または20歳未満で障害等級1・2級にあたる子）がいる場合、届け出により年金額が加算されます。

■**持ち物**…基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）または身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）、身体障害者手帳など（ある場合）

■**問い合わせ**…国保年金課☎72-8206

回答にご協力をお願いします

住宅・土地統計調査

総務省では令和5年10月1日現在で、住宅・土地統計調査を実施します。この調査は、住宅・土地の実態や居住している世帯の実態などを明らかにする調査で、住生活関連諸施策の基礎資料となります。

調査の対象となったお宅には、調査員が調査票を順次配布しています。インターネット、郵送、調査員へ提出のいずれかで回答をお願いします。

■**回答期限**…10月9日（月・祝）

■**問い合わせ**…総務課☎72-8228

保険金で住宅が修理できると勧誘する事業者に注意

Q 自宅の屋根が雪のせいで壊れていて、ちょうど修理を頼もうと考えていたところ、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができるので、保険金の申請をサポートする。手数料として保険金の30%をもらう」と業者に勧誘されました。この業者に保険金申請のサポートを依頼しても良いでしょうか？

A 保険金の請求は、手数料なしで自分で簡単に行うことができます。自宅が壊れた原因や壊れた物が保険の補償対象になるか、まずは自分で損害保険会社か損害保険代理店に相談してください。

保険金請求のためにわざと屋根などを壊す業者もいます。うその理由で保険金請求をすると、詐欺に該当する恐れがあります。また、業者へ修理を依頼した後にキャンセルした場合、違約金や保険申請サポート費用の名目で高額な請求をしてくる可能性がありますので、注意してください。

不安に思ったり、業者とトラブルになった場合は、すぐに消費生活センターへ相談してください。

商品・契約トラブル、多重債務など消費生活に関する相談は

北上市消費生活センター（ナーニ ハニワサン）

☎ 72-8203

北上市消費生活センターマスコット 8203（ハニワサン）